

参考1

別居している（施設等入所も含む。）父母等の扶養認定フロー

【所得に関する前提条件】

- 1 扶養に入れたい人の収入見込額が130万円未満であること。
- 2 扶養に入れたい人の収入見込額とその配偶者の収入見込額の合計が260万円未満であること。
- 3 別居世帯の収入見込額が、「別居世帯の人数×130万円」未満であること。
*施設等入所の場合は、単身世帯と見なしますので、3の条件はありません。

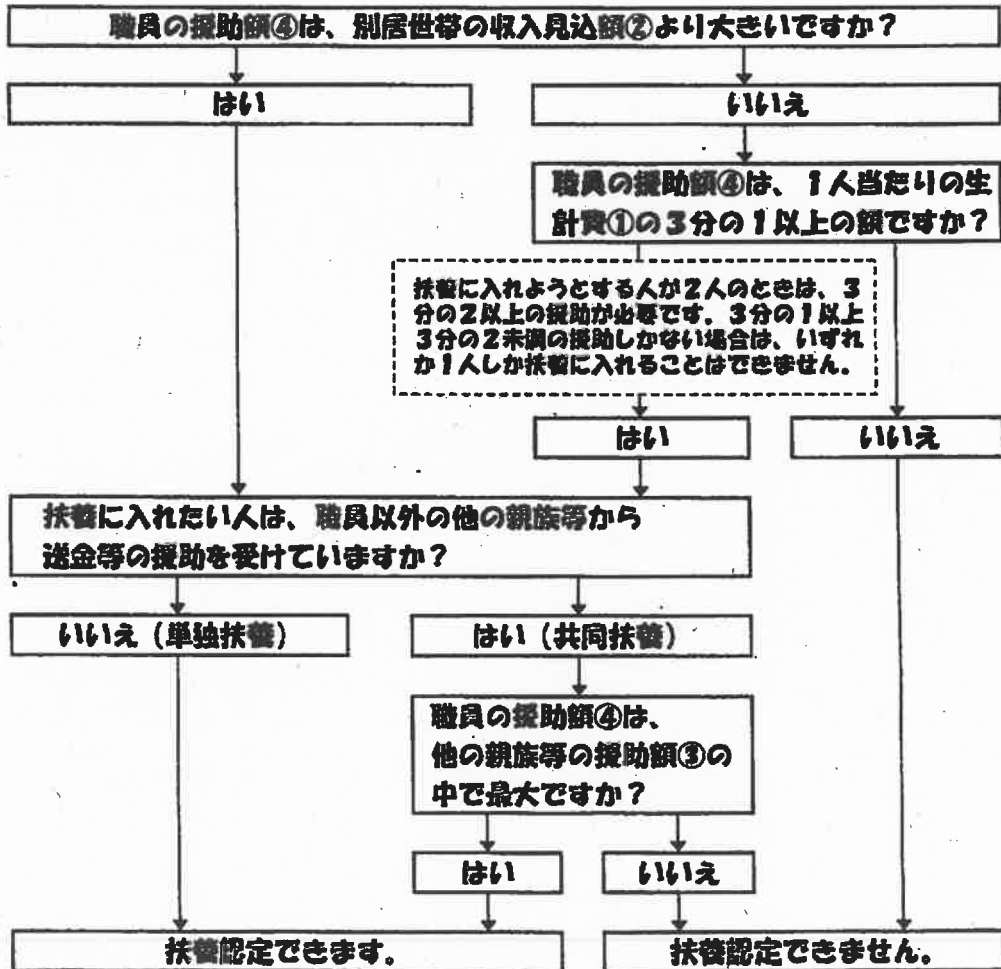
【1人当たりの生計費の算出方法】

$$\text{1人当たりの生計費①} = \frac{\text{別居世帯の収入見込額②} + \text{他の親族等の援助額③} + \text{職員の援助額④}}{\text{別居世帯の人数}}$$

$$\text{別居世帯の収入見込額②} = \text{扶養に入れたい人の収入見込額} + \text{その配偶者の収入見込額} + \text{当該別居世帯に同居しているその他の人の収入見込額}$$

*施設等入所の場合は、単身世帯として算出します。

【フロー】



【事例】

別居で扶養親族にできる場合及びできない場合
(別居世帯は父母の二人世帯とする)

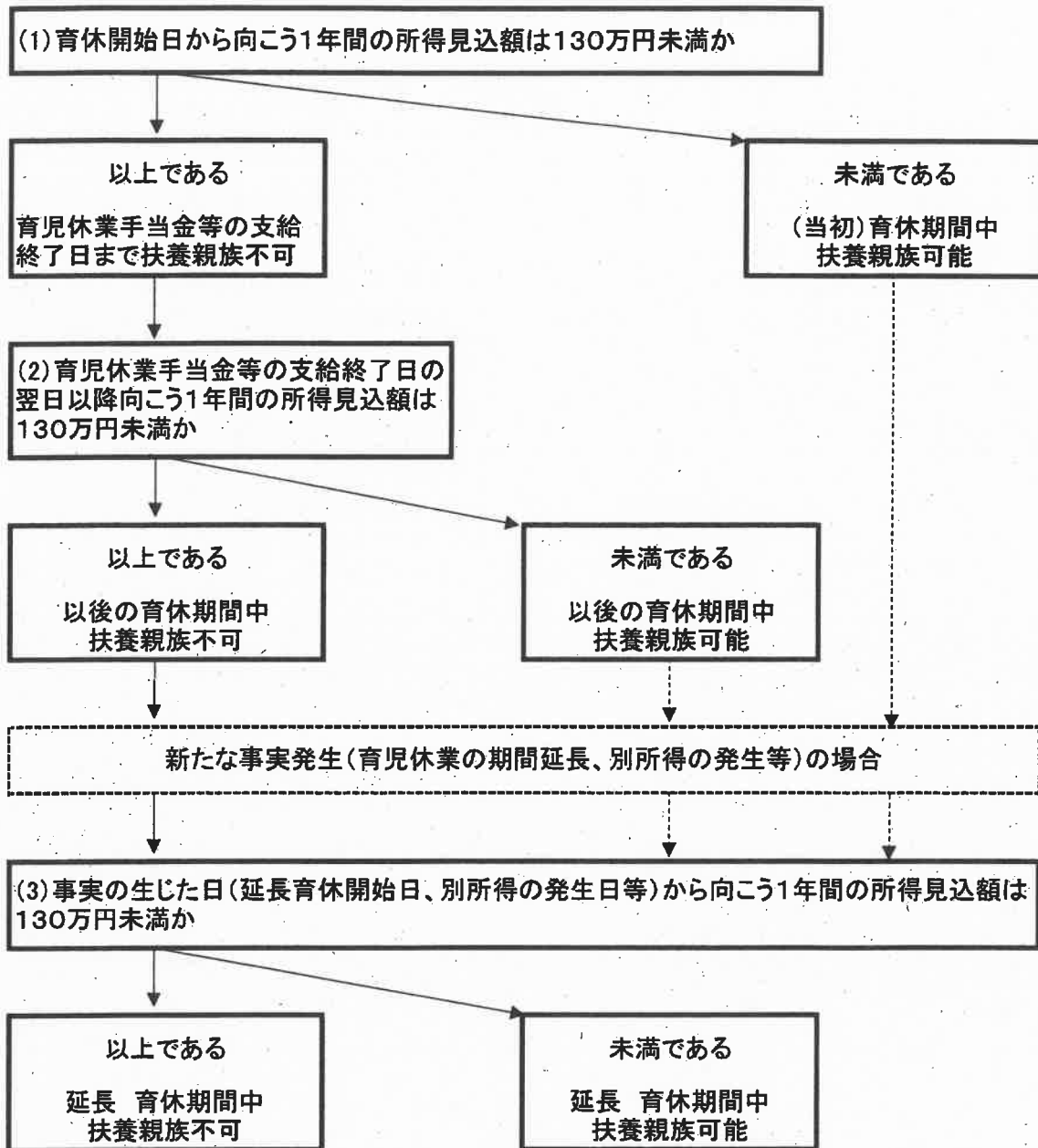
父の所得	A万円
母の所得	B万円
兄の援助	C万円
職員の援助	D万円
1人当たりの生計費	$(A+B+C+D) \div 2人 = E万円$

I $A+B \geq \text{所得限度額} \times 2$ の場合 → 父母双方とも認定できない。

II $A+B < \text{所得限度額} \times 2$ の場合

- ・ $A \geq \text{所得限度額}$ かつ $B < \text{所得限度額}$ かつ $D \geq E \times 1/3$ かつ $D > C$ の場合
→ 母を認定できる。
- ・ $A < \text{所得限度額}$ かつ $B \geq \text{所得限度額}$ かつ $D \geq E \times 1/3$ かつ $D > C$ の場合
→ 父を認定できる。
- ・ $A < \text{所得限度額}$ かつ $B < \text{所得限度額}$ かつ $D \geq E \times 2/3$ かつ $D > C$ の場合
→ 父母を認定できる。
- ・ $A < \text{所得限度額}$ かつ $B < \text{所得限度額}$ かつ $D > A+B$ かつ $D > C$ の場合
→ 父母を認定できる。
- ・ $A < \text{所得限度額}$ かつ $B < \text{所得限度額}$ かつ $D > C$ の場合 かつ
 $E \times 1/3 \leq D < E \times 2/3$ かつ $D \leq A+B$ の場合
→ 父又は母いずれか一方を認定できる。

育児休業者の扶養親族認定フローチャート(平成22年4月1日以降に育児休業を開始した者)



- 1 (3)において、現に扶養親族として認定されている者で、引き続き扶養親族たる要件を具備している場合は、あらためて扶養親族の届出は必要としない。
- 2 (2)と(3)は、事実の生じた日によって前後する場合もある。

扶養手当上の事業所得及び不動産所得の算定における必要経費について

扶養手当上の事業所得及び不動産所得を算定する場合の必要経費は、明らかに当該所得を得るために必要と認められるもの(別記参照)に限定されており、所得税法上の必要経費とは異なるので注意してください。(例えば、減価償却費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料等は必要経費として認められていません。)

《別記》

＜ 扶養手当上の事業所得及び不動産所得の算定における必要経費とみとめられるもの ＞

科 目	所 得 税 法 上 の 必 要 経 費 の 内 容
売 上 原 価	その年中に販売した商品の仕入代金
荷 造 運 賃	販売商品の荷造りにかかった包装材料費及び荷造人夫賃並びに販売商品の輸送に要した鉄道賃、船賃、及び車賃等
水 道 光 熱 費	事業用に消費した水道、ガス及び電気料金並びに石油代等
通 信 費	事業用として使用した電話料、はがき代又は切手代等
修 繕 費	事業用の建物、機械器具、備品等の修理代
消 耗 品 費	包装紙、紙ひも、封印テープなどの包装材料、文房具などの事務用品もしくは自動車のガソリンなどの購入費用又は工具、器具、備品などのうち、使用可能期間が1年未満のものや取得価額が10万円未満のもので、その年中に使用したものの購入費用
給 料 賃 金	従業員に支払った給料、賃金のほか食事や衣料を支給する場合の費用等
地 代 家 賃	店舗、車庫、材料置場などの事業用の土地や建物を賃借している場合に支払った地代及び家賃
外 注 工 賃	原材料などを支給して、これに加工などをしてもらうために支払った加工賃等
旅 費 交 通 費	販売及び集金等の商用にかかった電車代、バス代、車代又は宿泊料等
研 修 費	事業主、専従者又は使用人がその事業の遂行上直接必要な知識や技能を修得するための研修などに要した費用
雑 費	

(注1) 上記の必要経費の内容で支出されたものであっても、家計費的なものが含まれている場合は、その部分を除かなければなりません。

なお、家計費的な部分と事業用に要した部分とが明らかに区分できない場合は、その科目については必要経費とすることができません。

(注2) 旅費交通費については、事業主本人の通勤費用が含まれている場合は、その部分を除かなければなりません。

なお、事業主本人の通勤費用と事業用に要した部分とが明らかに区分できない場合は、旅費交通費を必要経費とすることができません。

(注3) 研修費用及び雑費については、さまざまな内容のものが含まれていると思われるので、「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められるもの」に当たるかどうか慎重に判断し、算出する必要があります。